2

報

(号外第 198 号) 第十三条 (電磁的方法

合を含む。) に規定する国土交通省令で定めるものは、次に掲げる方法とする。 電子情報処理組織を使用する方法のうちイ又は口に掲げるもの 法第三十一条第四項(法第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用する場

回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信

係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報を記録する方法 信回線を通じて情報の提供を受ける者の閲覧に供し、当該情報の提供を受ける者の使用に 送信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された情報の内容を電気通

る物をもつて調製するファイルに情報を記録したものを交付する方法 磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の情報を確実に記録しておくことができ

ことができるものでなければならない。 前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することにより書面を作成する

第十三条の二 法第三十一条第五項(法第三十四条第三項及び第三十五条第四項において準用す (総会の招集に係る情報通信の技術を利用する方法)

(新設)

(自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令の一部改正) る場合を含む。)の国土交通省令で定める方法は、前条第一項第二号に掲げる方法とする。

第十八条 自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令(昭和四十五年運輸省令第八号)の一部を次のように改正する 第三号様式中 [住民棋本心歳カード] を [個人番号カード] に改める。

(旅行業法施行規則の一部改正)

第十九条 旅行業法施行規則(昭和四十六年運輸省令第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十号様式及び第十一号様式中「⊜」を削る。

第二十条 積立式宅地建物販売業法施行規則(昭和四十六年建設省令第二十九号)の一部を次のように改正する (積立式宅地建物販売業法施行規則の一部改正)

(防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則の一部改正) 別記様式第八中 [画]を削り、同様式備考2中「記入し、事務所の長の印を描印すること。」を「記入すること。」に改める。

第二十一条 別記第一号様式から別記第三号様式までの様式中 防災のための集団移転促進事業に係る国の財政上の特別措置等に関する法律施行規則(昭和四十七年自治省令第二十八号)の一部を次のように改正する。 [四] を削る。

、新都市基盤整備法施行規則の一部改正)

第二十二条 新都市基盤整備法施行規則(昭和五十年建設省令第四号)の一部を次のように改正する。 別記様式第一及び別記様式第四中「璺」を削る。

第十七条 都市再開発法施行規則(昭和四十四年建設省令第五十四号)の一部を次のように改正する。

(都市再開発法施行規則の一部改正)

正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正

後

第十三条

正 前

改

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定(以下この条において「対象規定」という。)は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、 改